

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

水本菜の花観写祭（かんしゃさい）8を開催します

水本地区にある菜の花畑。そろそろ咲き始める季節となりました。菜の花が畑一面咲いている見頃な時期に菜の花のイベントを開催します。

- ▶日時 5月15日(日) 午前10時～午後2時
- ▶場所 水本菜の花畑 および旧水本小学校(昼食会場)
- ▶内容
 - ①観写祭オープニングセレモニー
 - ②菜の花観賞会、写真撮影会
 - ③昼食会

※開花状況により日程変更の場合があります。詳しくは町のホームページ等でお知らせします。
※昼食会で菜の花を使用したおにぎりやワラビ汁の提供、地元産の山菜の販売なども行います。
※昼食会場入口にて維持管理協力金のお願いをしております。ご協力よろしくお祈いします。

- ▶問合せ先 農林振興課 農政係
☎67-2114

空気まつりへの出店者募集について

自慢の農産物や特産品・加工品などを町内外のお客様へ売り込むチャンスです。

- ▶日時 6月4日(土)、5日(日) 午前10時～午後3時
- ▶場所 空気神社表参道入口駐車場(朝日自然観第5駐車場)

- ▶出店料 無料
- ▶申込締切 5月16日(月)
- ▶問合せ先 農林振興課 ☎67-2114

楽笑楽生こうざ28「ストール風のベストを作ってみよう！」参加者募集

薄着の季節にピッタリな、薄手のベストを作り、おしゃれを楽しみませんか?皆様のご参加をお待ちしています。

- ▶日時 6月11日(土) 午後1時～5時
- ▶場所 西部公民館 会議室
- ▶参加料 2,000円(材料代)

- ▶参加人数 先着15人
- ▶持ち物 ミシン、裁縫道具、ものさし、アイロン
- ▶申込み期限 5月16日(月)
- ▶申込み・問合せ先 西部公民館 ☎67-2208

お知らせ板内容の
お詫びと訂正

4/15 に配布した「第 61 回 山形県縦断駅伝競走大会にご声援ください!」について、内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

誤:「堀博道 東海大学山形高1年 (中沢)」→正:「堀博道 東海大学山形高2年 (中沢)」

町立病院診察・休診のお知らせ

月 日	内科	循環器	肝臓	糖尿	外科	眼科	整形 外科
5/ 1 (日)							
5/ 2 (月)	○		△				
5/ 3 (火)							
5/ 4 (水)							
5/ 5 (木)							
5/ 6 (金)	○						○
5/ 7 (土)	○						
5/ 8 (日)							
5/ 9 (月)	○		△				
5/10 (火)	○			○	○	△	
5/11 (水)	○	○					
5/12 (木)	○					△	
5/13 (金)	○						○
5/14 (土)							
5/15 (日)							
5/16 (月)	○		△				
5/17 (火)	○			○	○	△	
5/18 (水)	○	○					○

●5月の土曜診療は5月7日です。

●6月の土曜診療は6月11日です。

【診察予定】

「○」: 午前9時から診察
(受付: 午前11時30分まで)

「△」: 午後2時から診察
(受付: 肝臓外来は午後2時30分まで、眼科は午後3時30分まで)

※都合により変更の場合があります。

※急患の場合はいつでも診察いたします。

▶問合せ先 朝日町立病院 ☎67-2125

高齢者福祉総合相談

高齢の方やご家族、近隣のみなさんが安心していきいきと暮らせるよう、社会福祉士が介護に関する心配や悩みなどの解決が難しい事等に対する相談を行います。お気軽にご相談ください。

▶日 時 5月13日(金)・27日(金)
午前10時～正午

▶場 所 開発センター1階 すこやかルーム

▶問合せ先 健康福祉課 地域包括支援センター
☎67-2156

5月のおはなし会

▶日 時 5月14日(土) 午前10時～

▶場 所 創遊館 おはなしルーム

▶内 容

- ・読み聞かせ「きょうのおべんとうなんだろな」「がんばれはぶらしパーマン」
- ・エプロンシアター「たのしいおべんとう」
- ・ペープサート ほか

▶問合せ先 おはなし会ぶなの実

登坂ひかる ☎67-2458

「ひきこもり相談」について

▶相談日 毎月2回午後(無料)

▶場 所 村山保健所(山形市十日町1-6-6)

▶対象者

ひきこもりに悩む、思春期・青年期のご本人やご家族(ご家族だけの相談もお受けしております)

▶申込み方法 電話による予約制

▶その他

精神科医師による相談は、上記により実施しますが、保健師による相談は随時お受けしております。

▶申込み・問合せ先

村山保健所 ☎023-627-1184

「こころの相談」について

▶日 時

5月25日(水) 午後1時30分～4時

▶場 所

開発センター1階(ふれあいルーム)

▶内 容

精神保健福祉士による健康相談(個別相談・予約制)

▶申込み方法

相談を希望する方は、事前に申し込みが必要です。ご希望の場合は、下記までご連絡ください。

▶申込み・問合せ先

健康福祉課 健康推進係 ☎67-2116

軽自動車税の減免申請は5月16日～31日まで

▶減免対象

身体障がい者または精神障がい者の方で、歩行が困難な方が所有する軽自動車など（身体障がい者で年齢18歳未満の方、または知的・精神障がい者の方と生計を一にする方の名義の軽自動車などを含む）で、身体障がい者本人、身体障がい者もしくは精神障がい者と生計を一にする方、または身体障がい者等を介護する方が運転するもの。

▶申請時の必要書類

- ①減免申請書（昨年申請のあった方には5月16日（月）送付予定の納税通知書に同封。今年度からの申請、減免車両を変更された方は窓口で配布）
- ②軽自動車税納税通知書（5月16日（月）発送予定）
- ③印鑑
- ④身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳等
- ⑤運転免許証
- ⑥対象車両の車検証

- ⑦身体障がい者等と生計を一にする方が運転する場合、使用目的を証する書類（通院、通学証明書等）
- ⑧介護者運転の場合、自動車運行計画書、誓約書
- ⑨個人番号カードまたは、通知カード+顔写真付身分証（今年度より必要となります）

※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。詳細は、お問合せください。

※軽自動車税の減免は1人1台に限ります。また、自動車税（県税）の減免を受ける方は、軽自動車税（町税）の減免を受けることはできません。

※納付方法で口座振替をご利用の方は、5月20日（金）を過ぎると、軽自動車税の振替が行われてしまいます。その場合、お返すために、別途手続が必要となりますのでご注意ください。

▶申請・問合せ先

税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107

町税等の減免についてのお知らせ

下記に該当の方は、町税等の減免を受けることができます。納期限前日までに、減免を希望する理由と証明する書類を添付して申請してください。減免対象となる税額等は、減免の申請日現在において納期限の到来していないものに限りです。

▶減免要件

- ①申請日現在において生活保護法の規定による生活扶助やそれに準ずるその他の扶助を受けている方
- ②傷病、失業、倒産および退職等によって所得が皆無となった方、または極度に減少して生活が著しく困難になった方
- ③下記に該当する方
 - ・災害（地震・火災・集中豪雨等）および盗難等により財産について甚大な損害を受けた場合
 - ・傷病等による異常な出費のため、生活が著しく困難となった場合

※軽自動車税の減免は別途、お問合せください。

▶必要書類

減免要件で異なります。お問合せください。

▶申請書用紙および申請先

申請書用紙は、役場総合窓口および税務町民課にあります。申請する方は、申請書に必要事項を記載し税務町民課まで提出ください。

▶個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認

マイナンバー制度の導入により、申請書にマイナンバーを記載することになります。本人確認のため、個人番号カード（マイナンバーカード）または、通知カード + 顔写真付き身分証明書をお持ちください。

▶減免判定、決定

減免判定は、調査および審査を行い決定します。

▶その他

納税相談は、随時おこなっておりますので気軽にご相談ください。

▶申請・問合せ先

税務町民課 町民税収納係、環境・固定資産税係 ☎67-2107

養護老人ホーム
明鏡荘臨時職員募集

火縄銃の演武練習会
のお知らせ

▼職種・募集人員
調理員 1名

▼勤務内容

入荘者の方の日常の調理業務

※早番・遅番等あり

▼雇用期間

平成 28 年 5 月 1 日～
平成 29 年 3 月 31 日

※継続する場合あり

▼勤務時間および給与等

当事業団の規定による

▼学歴・資格・年齢等

65 歳以下で健康な方（調理師資格等あればなお可）

▼応募方法

市販履歴書に記入のうえ、明鏡荘に提出してください。

▼選考方法

面接（日時は別途協議のうえ指定）

※その他詳細・不明な点は左記まで問合せください。

▼申込み・問合せ先

養護老人ホーム明鏡荘
事務長 鈴木

☎ 68・2521

豊龍公園で、流儀伝承と火縄銃の取り扱いの訓練を兼ね演武の練習を行います。

発砲（空砲）による演武練習となります。会場近くでは、大きな音がしますのでご注意ください。よろしくお知らせいたします。

なお、この練習は毎年行っていく予定です。

▼日時 5月15日（日）

午前11時～（1時間程度）

・雨天の場合

5月22日（日）または

5月29日（日）

▼場所

豊龍公園内の広場

▼問合せ先

森重流砲術伝承会

砲術師範 永井正之

☎ 67・3957

☎ 68・2521

平成 28 年度より軽自動車税の税率が変わります

4 輪の軽自動車などは、初度検査年月（※車検証に記載）によって次の①～③の税額となります。

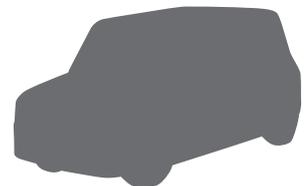
車両種別		税率			
		①初度検査が平成 27 年 3 月以前	②初度検査が平成 27 年 4 月以降	③初度検査から 13 年経過	
軽自動車 (660cc以下)	三輪のもの	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪の乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	四輪の貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
自家用		4,000 円	5,000 円	6,000 円	



平成 27 年度中に新車で購入した車両で、燃費性能の優れたものはグリーン化特例の対象となる場合があります。対象車は燃費に応じて減額となります。

それ以外の車種の税額は下記の通りです。

種別	税率	
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc をこえ、90cc 以下	2,000 円
	90cc をこえ、125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車	125cc をこえ、250cc 以下	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪の小型自動車	250cc をこえるもの	6,000 円



▶問合せ先 税務町民課 町民税収納係 ☎ 67-2107